

「タイにおける債権回収・倒産法の実務」

国際機関日本アセアンセンター

新型コロナウイルス感染拡大がタイ経済に対して甚大な影響を与えています。タイでは債権回収や倒産が激増しており、代金回収を目的とした代理交渉や訴訟対応、例えば、食品を卸していたレストランから代金が支払われないというようなものから、不動産開発プロジェクトに対して数億円規模で融資を行っていたが元本及び利子の返済がない、その他建設関連訴訟も増加の一途を辿っています。起用しているサブコントラクターの資金繰りの悪化により工事が進まないため、発注者としては契約解除して、既に支払っている工事代金を取り返したい、他方、発注者側の資金繰りが悪化しており、発注者側から工事に対する様々なクレームをつけられ代金を払ってもらえない等、多種多様な問題が起きています。取引先が他の債権者から破産申立や会社更生の申立を受け対応に困窮している企業もあります。

そこで、日本アセアンセンターでは、タイにおいて数多くの債権回収に関する代理交渉や訴訟対応に関する実績を有する One Asia Lawyers タイ事務所代表の藪本氏より、タイにおける債権回収・倒産法の実務について解説するウェビナーを開催します。本ウェビナーでは、まず、最新のタイの新型コロナウイルス感染状況についてお話しいただき、その後、タイにおける債権回収や倒産法の基礎、日本とは異なるタイ独自の制度についてご紹介いただきます。

皆様のご関心に可能な範囲で対応したいと思いますので、皆様のご関心事項/ご質問を申し込みの際にご記入ください。皆様の参加をお待ちしております。

日時	2020 年 8 月 24 日(月) 14 時 00 分～15 時 30 分
会場	オンライン Zoom
講師	One Asia Lawyers タイ事務所代表兼メコン地域統括 藪本雄登
主催	国際機関 日本アセアンセンター
対象	ASEAN 地域に進出済み/進出検討中の企業の方 主に企画・海外部門・法務・税務等を担当されている方を対象
定員	200 名
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 https://data.asean.or.jp/form/seminar/app_seminar.aspx?id=44967234 申込者には受講に必要となる情報を送信いたします。
問い合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資クラスター TEL:03-5402-8006 https://www.asean.or.jp/ja/invest/

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。